

長島・大野・常松法律事務所

総合力を結集し新たな時代の法的課題に挑む ～農林水産法務、スポーツ法務/eスポーツ法務への取組み～

大きな成長が期待される業務分野に取り組む所内のプロジェクトとして、2022年に「農林水産法務」チーム、「スポーツ法務/eスポーツ法務」チームが発足しました。

農林水産法務

——チーム発足の背景を教えてください

渡邊：今、日本の農林水産業は変革期にあります。岸田政権下で農林水産業を成長産業にしていく強いメッセージが出され、ESGやテクノロジーの利活用の観点から再構築する動きも見られます。こうした変革に伴い、農林水産法務のあり方も変わっていくべきではないか。当事務所のような企業法務の総合法律事務所が持つファイナンス、コーポレート、テック、知的財産、ヘルスケア・ライフサイエンス、環境法、再エネ・インフラ、外資規制等に関する知見を活用した、ワンストップで支援する意義が高まっているのではないか。そういった声が若手弁護士を中心に強く上がったことが背景にあります。



——主要なカバレッジを教えてください

渡邊：農林水産分野に関連する事項であれば幅広くカバーしますが、大きなテーマで括ると、次の4つを柱として考えています。

1.スマート農林水産業等による成長産業化

宮城：人口減少、高齢化が進む中で、ロボットやAI等の技術を生かし、生産性を向上させる必要があります。有用な技術を持つスタートアップ企業の参入を手助けし規制に対応する際には、法務の力が欠かせません。

また、従来、農地取引は農地法により厳格に規制されていましたが、2000年以降、規制緩和がなされて経営の大規模化や民間投資が容易になり、法務の必要性を高めています。

羽鳥：農林水産分野でのデータ活用による生産性や品質向上、省力化が期待されます。競争力の維持、利益の最大化のためには、契約や知的財産権を通じたデータ・ノウハウの保護、不正使用の防止等がより重要になります。

ゲノム編集や細胞農業等、先端技術を食の分野に適用して新たな食品・製造方法等を開発する「フードテック」も注目されています。新分野の開発や事業化等では、スタートアップ企業や産学の連携が肝要です。また、表示、認可等に関する基本的なルール自体が形成途上であるため、国内外の動向を注視しつつも、企業等からの働きかけも鍵となります。

2.農林水産物・食品の輸出促進

羽鳥：シャインマスカット等の優良品種の海外流出など、高品質・

魅力的な日本の農林水産物の流出等の問題もあり、種苗法の改正等が進みました。近時の日本の農林水産物・食品の輸出拡大の動きにおいては、知的財産の保護や契約等により、ブランド価値の毀損を防止し、利潤獲得の機会を守っていくことが重要です。



笠原康弘弁護士



宮下優一弁護士



渡邊啓久弁護士

3.農林水産業のグリーン化

渡邊：菅前首相の2050年カーボンニュートラル宣言以来、農林水産分野に対しても脱炭素化の要請が強まっています。農林水産分野の温室効果ガス排出量は国内の排出量の約4%と限定的であるものの、気候変動等の影響を受けやすい分野であるからこそ、脱炭素化に取り組んでいく必要があります。



宮城崇司弁護士



鳥巢正憲弁護士



羽鳥貴広弁護士

宮城：農山漁村における地域循環型の

エネルギーシステムの構築も注目されています。地域の多数当事者を含む問題解決が必要となり、法務ニーズも高まると考えられます。また、近時、生産力の向上と持続性を両立させるための「みどりの食料システム戦略」の策定、「みどりの食料システム法」の制定など、持続可能な農林水産業に向けた取組みの推進が表明されています。

4.食料安全保障の強化

鳥巢：ウクライナ危機を受け、改めて食料安全保障に注目が集まっています。食料の6割以上を輸入に頼る日本にとって、フードテック等を用いた食料生産性の向上は、食料自給率を上げる一助となると期待されます。他方で、例えば遺伝子・ゲノム関連技術を用いた食料生産についていえば、安全性や生物多様性に影響を与えるリスクなど課題もあります。日本では、関連する規制が複数の所管官庁に跨っていますし、世界的にもルール形成の途上にあり、継続的な見直しがされています。今後の農林水産を考える上で、テクノロジーを活かした食料安全保障とその課題は避けて通れないトピックです。

——ESGの観点からも農林水産業に注目が集まっています

宮下：農林水産は生物多様性の恩恵を大きく受け

る分野です。当事務所では、ESG関連法務に携わる弁護士が多く所属しており、新しい観点を取り入れた助言が可能です。

渡邊：地域社会とのバランスを考えながら、持続可能な形で再エネ導入を加速させるためには、農林水産業との共生の視点も大切です。再エネ適地は、農林水産の場であることが多く、農地法、森林法、漁業法等に関する法律問題が頻繁に出てきます。共生を図りながら双方の発展を図るためには、両分野における経験を踏まえた法務の支援が欠かせません。

宮城：炭素を吸収する性質に着目し、木材利用促進法が制定・改正されるなど、木造建築物が見直されています。また、エリートツリーの開発が進むなど、脱炭素と林業の活性化の好循環が期待されます。

渡邊：魚食大国である日本は、海洋から恩恵を受けており、海洋の生物多様性の保全にも貢献が必要です。法務の観点からも、近時、国内外で注目される分野です。

笠原：養殖産業も、テクノロジーを用いた大規模化、効率化が進んでいくでしょう。知的財産の保護、投資家の呼び込み等において、法務の重要性が増していくと考えられます。

宮下：より広い視点としては、農林水産業を営む

か否かに拘らず、あらゆる企業の活動が生物多様性と相互に影響を及ぼしており、それに関する情報開示の枠組みである TNFD の策定が進んでいることも注目に値します。適切な開示がなされるように法務の役割が重要です。

——最後に一言お願いします

笠原：変革期を迎えている農林水産分野については、これまで様々な分野での変革を法務面で支えてきたと自負する当事務所の総合力を発揮できると考えています。

スポーツ法務／eスポーツ法務

——近時のスポーツ／eスポーツをめぐる潮流、チーム発足の背景を教えてください

糸川：世界的なスポーツビジネスの発展・国際化の流れと、近年の日本政府等による成長産業化の取組みが背景にあります。具体的には、①スポーツを起点として様々な社会課題を解決する「スポーツエコシステム」の構築、②スポーツデータの活用、スポーツベッティング、NFT（非代替性トークン）、メタバース（仮想空間を利用したサービス）等を用いたスポーツ産業の振興・DX化に注目が集まっています。

従来、「スポーツ法務」といったときには、スポーツに起因する事故、教育現場におけるスポーツ、スポーツ仲裁等に焦点が当たっていました。当事務所においても、選手側、運営側あるいはスポンサー側など様々な立場で契約交渉やスポンサーシップ等に関するご相談は各弁護士において受けていたものの、事務所全体で、1つのプラクティス

として体系的に整理して取り扱うアプローチは採用してきませんでした。スポーツビジネスが盛り上がりを見せるなかで、現在の法解釈の妥当性等を法分野横断的な視点から検討し、リーガルサービスの洗練・向上につなげたいと考えました。

所属弁護士は、若手を中心とした18名です。スポーツが好きなメンバーが集まっており、非常に熱意と活気があるチームです。スポーツDXを扱う企業に転職した元当事務所の弁護士もチームの一員です。これに加え、所属外の様々な弁護士からも多角的な知見を得ています。

加藤：スポーツビジネスの成長は、今後も継続していくでしょう。例えば、アメリカではスポーツチームの価値が高額化し、何千億円という金額で売買されるようになっていきます。その背景には、特に先進諸国において、若い世代を中心に、「モノ」の消費から、思い出・体験などの「コト」の消費に移っていることが挙げられます。

日本政府の政策にも変化が見られています。従来、日本のスポーツに係る政策は、学校の部活動等に代表されるように、教育的な観点から語られることがほとんどでした。しかし、現在はスポーツ産業を成長させることが、目標とする市場規模を掲げた具体的な政策目標とされるまでになっています。

糸川：eスポーツビジネスにも同様の流れがあります。世界的な潮流として、市場規模の拡大、海外での賞金の高額化が話題となっています。また、日本政府としても産業振興の対象としています。

——主要なカバレッジを教えてください

加藤：「スポーツ法務」という言葉は一昔前からありますが、「スポーツ法」という体系的な法律があるわけではありません。「スポーツ法務」というのは、スポーツに関わる法務の全てを指す幅広い概念です。「スポーツ法務」で最重要と言えるのは、やはり契約法務です。スポーツ業界は、リーグやチームの構造、スポンサーや観客との関係など、基本的に「合意」で成り立っているからです。加えて、選手個人の肖像権・パブリシティ権、チームの商標等の知的財産法の問題、選手とチームの関係にも関わる労働法の

問題、リーグによる興業の独占や選手の移籍制限に関する独占禁止法の問題等も伝統的に対象となります。

糸川：「eスポーツ法務」も、eスポーツに関わる法務の全てを指します。M&Aやファイナンスに強みのある当事務所として、特にチームの買収やファイナンスのストラクチャー構築に積極的に取り組んでいきたいと考えています。eスポーツは新規産業であるため、M&Aにおいては特に選手との契約関係、キャッシュ・フローに問題はないか等を精査して、問題があれば価格に転嫁していく必要があります。加えて、ノウハウを活かして関連する不祥事などのウェットなものにも積極的に取り組んでいきたいです。「eスポーツ法務」に特有点としては、競技シーンで用いられるコンテンツのパブリッシャーやデベロッパー、配信サイト運営会社、ブイチューバーを含むストリーマーとの権利関係の処理の問題、著作権上の整理の問題、賞金額の設定における景品表示法の問題、あるいは風営法上の問題、競技の賭博罪への該当性等が問題となります。

——最近、特に多いご相談はありますか

加藤：やはり、スポーツのDX化に関するご相談が増えています。スポーツは、NFTやメタバースといったテクノロジーの発展と親和性が高いと言われています。例えば、野球カード等のデジタル版と言えるデジタルコレクティブルについて、ライセンスをする側のチームや選手個人、ライセンスを受けて発行する事業者やプラットフォームの双方からのご相談が増えています。また、国際的に活躍する日本人選手のほか、国内のチームやスポンサー企業から、海外のスポーツ団体や企業との契約交渉についてご相談を受けることも多くなっています。

——貴所だからこそその強みを教えてください

加藤：ワンストップで最先端のアドバイスができる点が強みであると考えています。ご説明してきたとおり、現代的な「スポーツ法務」「eスポーツ法務」は契約法務、M&Aやファイナンスから最新テクノロジーにまつわる法規制まで、非常に幅広い範囲をカバーしなければなりません。その意



糸川貴視弁護士



加藤志郎弁護士

味で、当事務所のような大規模事務所だからこそできることがあります。

糸川：特にeスポーツは若い産業ですので、そもそもの問題設定から検討を始めなければなりません。そうした際に、各専門分野において、日々最先端の知見に触れているチームメンバーが結集して様々な角度から漏れなく検討することは、とても重要だと思っています。

加藤：スポーツビジネスの拡大に伴い、これまでスポーツに関わりのなかった一般企業も、スポンサーシップや投資等でスポーツと関わる機会が増えています。すでにスポーツ業界にいる方々だけでなく、今後スポーツやeスポーツに関わりたいたいと考えている方にも、ぜひお気軽にご相談頂けたら幸いです。

NAGASHIMA OHNO & TSUNEMATSU 長島・大野・常松 法律事務所

長島・大野・常松法律事務所

弁護士数：538名（日本弁護士493名、外国弁護士45名）
（2022年11月1日現在）
代表弁護士：杉本文秀（東京弁護士会）、井上広樹（第一東京弁護士会）
〒100-7036
東京都千代田区丸の内二丁目7番2号 JPタワー
TEL：03-6889-7000（代表）
URL：www.noandt.com
Mail：info@noandt.com

長島・大野・常松法律事務所は、500名を超える弁護士が所属する日本有数の総合法律事務所であり、東京、ニューヨーク、シンガポール、バンコク、ホーチミン、ハノイ及び上海にオフィスを構えています。当事務所は、日本のリーディングファームとして数々の大型案件を手掛け、あらゆる分野の法律問題に対応してきた実績に基づき、企業が必要とする様々なリーガルサービスをワンストップで提供できる体制を整えています。多岐にわたる分野の専門的知識と実績をもつ弁護士が機動的にチームを組み、質の高いアドバイスや実務的サポートを行っています。